社会福祉法人　恵風会　役員等報酬規程

(目的)

第１条　この規程は、社会福祉法人恵風会（以下「当法人」という。）定款第８条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第２条　当法人の役員等に対する報酬等は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第３条　役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け次に掲げる業務を行う場合には、その業務を行うにあたって掛かる費用を弁償する。ただし、施設長等の施設の職員が役員の場合には、支給しない。

（１）　理事会及び評議員会に出席した場合

（２）　監事が監査を実施した場合

2.　前項に規定するその業務を行うにあたって掛かる費用とは、鉄道賃、航空賃、車賃（交通用具を使用する場合を除く。）、宿泊料及び食卓料とする。

3.　前項の場合において、その業務を行うにあたって掛かる費用の計算は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

4.　鉄道賃は、その路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5.　航空賃は、その路程に応じ旅客運賃等により支給する。

6.　車賃は、その実費額により支給する。

7.　宿泊料は、その実費額により支給する。

8.　食卓料は、その実費額により支給する。

(公表)

第４条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の２に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第５条　この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(その他)

第 6 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附　則

1.　この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。